西郷村だより

発行所　西郷村役場
電話熊倉1番7番
編集発行人
小針正二
印刷人
ワタベ印刷所

昭和38年度の一般会計歳入歳出予算について

昭和38年度の一般会計歳入歳出の当初予算は3月の定例議会において決定しましたので早速公表するのが本意でありましたが種々の都合上のびのびに今日にいたつたことをお詫びいたします。

歳入

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較 増	比較 減	百分比	摘要
①村税	39,222,700	36,465,300	2,757,400		43.7	
②国有提供施設等所在市町村助成交付金	960,000	771,000	189,000		1.1	
③地方交付税	29,000,000	18,000,000	11,000,000		32.3	
④分担金及負担金	95,500	132,500		37,000	0.1	
⑤公営企業財産収入	201,800	3,750,000		3,548,200	0.2	
⑥使用料手数料	1,196,300	1,193,000	3,300		1.3	
⑦国庫支出金	6,209,200	5,230,500	978,700		6.9	
⑧県支出金	3,424,100	1,104,000	2,320,100		3.8	
⑨寄付金	3,590,450	2,600,700	989,750		4.0	
⑩繰入金	634,757	657,100		22,343	0.7	
⑪繰越金	3,500,000	3,660,000		160,000	3.9	
⑫雑収入	1,700,200	1,385,900	314,300		2.0	
歳入合計	89,735,007	74,950,000	14,785,007		100.0	

歳出

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較 増	比較 減	百分比	摘要
①議会費	1,885,625	1,488,025	397,600		2.1	
②役場費	18,571,766	15,777,415	2,794,351		20.7	
③消防費	3,002,530	2,539,950	462'580		3.3	
④土木費	10,075,600	8,116,000	1,959,900		11.2	
⑤教育費	26,759,646	28,787,873		2,028,227	30.0	
⑥社会及働施設費	1,242,425	958,300	[illegible]		[illegible]	
⑦保健衛生費	1,931,599	1,594,930	336,669		2.1	
⑧産業経済費	16,989,460	8,853,700	8,135,760		18.9	
⑨財産費	3,198,800	1,042,853	2,155,947		3.6	
⑩統計調査費	299,410	309,000		9,590	0.3	
⑪選挙費	668,710	344,695	324,015		0.7	
⑫公債費	127,388	234,600		107,212	0,1	
⑬諸支出金	4,244,990	4,026,223	218,767		4.7	
⑭予備費	737,058	876,436		139,378	0.9	
歳出合計	89,735,007	74,950,000	14,785,007		100.0	

就任挨拶

西郷村長　佐藤帰一

過般行われました地方選挙に於て多数の御信任を得て村長に就任致しました。若輩にして菲才である自からを省て精進するは勿論、先達各任の御教導御援助と村民皆様の深い御理解により村政進展を期したい所存で御座います。

「明るく豊かな村を」目標として出発を致しました。この言葉の持つ限りなきむづかしさが現実の仕事を通じて私を圧して居ります。

結の複雑さを見てどうすれば良き村政が行われるかを熟慮すると共に前記者から継続された仕事を早く立派に仕上げたいと考えて居ります。

私のやつてみたい仕事も多い。村民皆様からやつて戴きたいとの希望も多い。然し予算にかぎりがある。

そしてたいていの事業はその関係者に利害が相反することが多い。長い目で見れば公共の福祉の中に個人の幸福があるし、公共の福祉の為でも正当な個人の権利は保護されている。

「一人は万人の為に」「万人は一人の為に」という言葉がありますが、更に相互理解を深めながら筋の通つた円満な村づくりに邁進したいと思います。

就任挨拶

西郷村議会議長　石井兵美

昭和三十八年初議会において御推挙をいたゞき議長に就任いたしました。申すまでもなく議会は会議によつて村政の諸般の事項を議決する機関でありますので表で[illegible]重し、[illegible]に運営[illegible]るよう努力する所存であ[illegible]す。

わが村は[illegible]民一致協力の[illegible]蔭をもつて発展の一途を辿つておるのでありますが[illegible]より一層の繁栄のためには執行者も議会も揮然一体となつてその改善の努力をつくすことであります。

皆様の[illegible]心からお[illegible]任の御挨[illegible]といたします。

[illegible]カン円満[illegible]

議会議長に石井兵美氏選

本村では去る四月三十日執行された議会議員統一選挙は投票率九六・八七%の好成績で終了したが、その後五月十八日初議会を召集し議席の決定、その他正副議長、各部常任委員等をそれぞれ選任した。

▽議長　石井兵美
▽副議長　鈴木隆士
▽総務委員　原田清馬
副委員長　鈴木正馬
〃　関田利秀
〃　小林捨蔵
〃　正木兵治
▽総済委員長　花安多重
副委員長　鈴木孝一
委員　須藤末次郎
〃　鈴木清勝
〃　高崎鶴雄
〃　小林務
▽財務委員長　宮川長司
副委員長　真船勝司
委員　相山二男
〃　真船一
〃　森下福蔵
〃　大森登
▽厚生委員長　加藤岩太
副委員長　和知兼治
委員　真船甚一
〃　小林武夫
〃　大桃義治
〃　小松正義
▽監査委員　新井久好
▽臨時出納立会人　真船甚一
大森登

なお、六月十八日の議会臨時会において西郷白河観光一部事務組合議会議員を村長、助役、外に村議会議員より次の者を選任した。

石井兵美　鈴木隆士
加藤岩太　宮川長司
花安多重　原田清馬
白河地方隔離病舎組合議会議員は村長、外に村議会議員より、
石井兵美　加藤岩太

7月1日現在人口

世帯数	2,111世帯		
人口	11,262人		
男5,545人	女5,717人		

6月中の異動

転入	31	死亡	9
転出	44	婚姻	20
出生	30	離婚	1

農業委員の選挙にあたつて

ことしの七月十六日から八月十四日までに任期が満了する農業委員会の選挙が来る七月十五日に統一して行なわれます。この選挙には県下一二〇市町村のうち一〇一市町村の農業委員会が該当することになります。

農民の利益を守る農業委員

農業委員会は、農業の生産力を発展させ、農業経営の合理化と農民の地位を向上させるために「農業委員会等に関する法律」によつて市町村に設置された、いわば農民の利益を代表する機関です。

この委員会は、農民代表農業団体の代表、それに学識経験によつて組織され、農地問題を公正に処理したり農村振興の計画をたてたり、労働力の調整や新しい技術の導入などを図りますさらには、国、県、他の産業部門に農民の立場になつて積極的に働きかけ、農民の声をあらゆる面に広く反映させていく重要な機関なのです。

農業の夜明けをになう委員会

わが国の農業は農地面積が狭いうえに過大な農業人口をかかえています。土地の生産性は高い水準にあつても、土地の生産性は他産業や先進諸国に比べるとはるかに低く、後進的な産業部門として経済的にも社会的にも恵まれない存在となつています。戦後はかなり改善されてきたとはいうものの、まだまだ貧しさから抜けきれない面も残つています。このような状態から早く抜けきるためには、農民の立場を政治、経済、社会文化などあらゆる面に強く主張、農民の地位を向上させなければなりません。これは単に農民のためばかりでなく、ひいては国の発展にも結びつく欠くことのできない重要なことなのです。いまわが国は貿易の自由化をひかえ種々の問題をかかえています。海外の安い農産物に対抗するためにも保護政策をしんけんに考えていかなければならない現状にきています。そこでこれからの新しい農業のあり方はいままでの土地生産性から労働生産性の方向にあらため、農業所得の増大と生産コストの低下を図らなくてはなりません。そこでこのような考え方から昭和三十五年六月に農業基本法が誕生しましたいま、この法律に基づいて農業構造改善事業が国をあげて強力におし進められ、新しい農村建設に力を入れています。このように農業にもようやく夜明けが訪ずれようとしています。ここで忘れてはいけないことは、農業委員会が占める役割が非常に大きいということです。

りつぱな農業委員会は農民がつくる

一般に自分の利害関係については敏感でも全体的な将来となると、だれかがなんとかしてくれるだろうという気持ちのあらわれでしょうか。農民の意志を代表する農業委員会は、真価をじゅうぶん発揮しなければならない重要なときにあたつているのです。このさい自分自身の問題としてしんけんに考え、農業委員会の果す使命を再認識し、あの人を代表として送ろうという積極的な気構えで農民の利益を託するに足る農民代表にふさわしい農業委員を自分の手で選びましょう。

助さん格さん

水戸みつくに公の諸国漫遊は地方の実情を調べて政治のスガタを正すことであつたとか、おともには助さん格さん、何年かかつて諸国をまわつたのか。　さて、昭和のこんにち国や県のお役所のする仕事に対する〝お目付役〟がいるのをご存じですか。その名は政監察局、そしてその出先機関が行政相談員、行政管理庁官のリッパなお墨付をいただいて昨年の春に開しました。

◎お役所の仕事の評判

お役所仕事の至らぬところを一番味うのは住民、すなわち、地域住民各位気付いたことを相談委員相談下さい。国の役所の役所のすること。

(1)テキパキやつてくれること。

(2)どうしたらよいかわからないこと。

(3)どうにかしてもらいたいこと。

(4)こうすればよいのに、と。

などを申しでて下さい。政監査局へ取り次ぎます。重箱のスミをほじくつて文句をつけるのが仕事ではありません。ご安心下さい。我が村の行政相談委員は倉正治氏が委嘱されておりますから何卒ご利用ください。

総務

甲子、新甲子温泉地域

国民保養温泉地の指定きまる

甲子湯泉と新甲子温泉の地域か去る四月十九日付で厚生省から温泉法第十四条の規定に基づく国民保養温泉地として指定され、四月二十三日の官報で告示されました。

西郷、白河観光一部事務組合では新甲子温泉とその泉源地区の甲子温泉の地域を温泉の公共的利用増進のために温泉利用施設の整備及び環境の改善に必要な地域として国民保養温泉地に指定されるよう厚生省に申請していましたが、こんど指定が決定したものです。

この厚生省指定国民保養温泉地というのは、ふつう国民温泉という名称で親しまれている温泉地で、国、県の援助のもとに清潔で健康な国民のための温泉地づくりが進められている温泉で全国に約三十カ所あり、福島県内では岳温泉に次いで二番目の指定です。

この指定にともなつて厚生省で策定決定された甲子および新甲子地域の整備計画の概要は次のようになつていますが、今後は国、県の指導のもとに、この計画にそつて地域の整備事業が進められます。

厚生省指定計画の概要

▽指定地域

地域は泉源宿舎区に指定された甲子温泉地域と野営場区、園地区、宿舎区、公共施設地区の四地区に区分して指定された剣柱、新甲子温泉地域とに二大別され総面積は約一〇六・七七ヘクタールになつています。

▽計画の基本方針

①温泉の湧出量および泉質の確保等の泉源の保護と温泉の合理的採取、利用の増進をはかる。

②自然景観の維持およびこれに調和した施設の整備により利用の増進をはかる。

③甲子地区は従来の保養および療養的な温泉地としての性格を堅持し、探勝登山を目的とする利用者層に対する大衆的な宿泊施設の整備をはかる。

④新甲子地区は新たに施設の整備をはかる地区であるので、特に自然景観の維持に留意しながら利用施設（スキー、温泉保養探勝、キャンプ等）を整備し、健全な環境の温泉地を造成する。

⑤給排水、汚物処理および清掃等の環境衛生については十分留意すること。

⑥工作物の新築や既存施設の増改築をする場合は、意匠に十分の考慮をはらい、自然環境との調和をはかる。また屋外広告物は原則として禁止し、指導標、保安標識等必要欠くべからざるものは意匠の統一をはかる。

⑦温泉地域外に公園計画上の単独施設として、スキー場、ゴルフ場施設があるが、これとの関連性を考慮した施設計画もこの計画にとり入れるものとする。

⑧この温泉地が国民的温泉利用の場として、かつ国立公園利用の基礎として歓楽地化することを防止する。

▽計画宿泊収容人員

二、四〇〇人

なお、厚生省認定地域を表示した図面および計画書は厚生省福島県庁西郷村役場西郷、白河観光一部事務組合事務局に備えつけて供覧しています。

待たれた子供はしあわせ
さけたい人口妊娠中絶

結婚によつて本当に生きがいのある人生が始まります。しかし、そこには精神的にも肉体的にも、いままでになかつたいろんな悩みが出てきます。その中でも家族計画は夫婦にとつても深刻な問題です。少なく生んでよく育てる。なんの考えもなく妊娠することは親にとつても生れてくるこどもにとつても決して幸福なものではありません。こどもを持つからには、お産の準備と、こともを育てるための用意をととのえ、計画的にお産をするのでなければ親も子も、ともに苦しまなければならないわけです。

そこで計画的にお産をし産んだからには、りつぱに育てようという考え方が家族計画なのです。「待たれたこどもは幸福である」というコトバがありますが、両親が赤ちやんの出生を待つているところに産ぶ声をあげて生れてくる赤ちやんこそかしあわせの第一歩をあゆみ出したことになるのです。いまや少なく生んでよく育てよということがしんけんに考えられています。民主主義とか基本的人権とかというコトバがさかんに使われていますが、基本的人権というからには人間としての尊さ、生きる権利というものが誰でもなければならないはずです。もちろん赤ちやんもりつぱな人間です。そして胎児もすでにひとつのイノチなのです。

多い中絶による害

ところが、近ごろ安易に人口妊娠中絶を行なう人がたいへんふえ、全国では届出数だけでも昭和三十五年には百六万三千二百五十六人という数字を示し、出生児の六十六・三％が胎児のまま葬られています。

本県でも昭和三十六年の三万七千百五十八の出生に対し二万四千二百五十八という出生児の六十一％が中絶による陽の目を見ないでしまつたという実情です。

中絶は胎児のイノチを奪うばかりでなく、母体にもいろんな障害を与えているのです。一人で八回も中絶をくり返したというような母体は、なんの障害も残さないということは考えられないではないでしようか？

中絶をくり返した母体が子宮外妊娠をしたとか、胎盤の剝離困難を起こして次の妊娠や分娩に困難をきたしたというような話も聞かれます。とくに困つたことは近ごろ初妊娠の中絶が多いのではないかと考えられることです。本県の二万四千二百五十八件の中絶のうち二十四才までの初妊娠と思われるケースが九千三百三十七件と全体の約四十％に近い数字を占めています。

最初の妊娠を中絶することは母体を傷つけやすく、本当に赤ちやんがほしいというときに自然流産をくり返したり、不妊娠となつてこどもを持つことができなくなることが考えられます。

また農村の場合は里帰りの際にひそかに中絶を行なつたため休養もとれない農作業をしてカラダを傷めたという例もたいへん多いのです。そして、こんなことをくり返すのがイヤだからと永久妊娠の手術をうけてしまう人が後をたたないのです。

受胎調節指導員の利用を

このように中絶をしたり不妊手術をうけたりすることが家庭[illegible]りません。

[illegible]る胎調節によつて適当な間隔をあけて母親も父親もすべてが喜んで迎える[illegible]な妊娠や分娩をすることが本当の家族計画なのです。それが常識とならなければならないのが今の時代です。現在県内には千三百人の受胎調節実地指導員という資格を持つた助産婦さんや保健婦さんがおり、ひとりひとりの身体にもつとも合つた正しい受胎調節の指導を行なつています。また受胎調節をしたいが経済的な理由で困難な母性八千人を対象に指導と必要な器具薬品の無償交付も行なつています。いまこそ完全な受胎調節を手につけ中絶や早まつた永久不妊手術などに走らないようお互いに心がけなければなりません。

行政相談委員の委嘱と行政相談の利用について

西白河郡西郷村大字羽太字虫笠二一
行政相談委員　大倉　正治

我が国の[illegible]関が国民[illegible]かも未熟な私にとつては仲[illegible]のため正し[illegible]率的に運営[illegible]々容易でないことは勿論で[illegible]されるよう[illegible]すが皆さん方の行政相談の[illegible]管理庁では主旨を御理解下さると同時[illegible]各省庁事務[illegible]に、これが宣伝に協力せら[illegible]察してその[illegible]れ如何なる些細なことでも[illegible]施状況を監[illegible]御利用頂き皆さん方のよき[illegible]ます。その[illegible]相談相手となり円満なる解[illegible]監察局また[illegible]決を図るため納得のゆく明[illegible]地方[illegible]るい行政が行われるよう努[illegible]所を置[illegible]力いたしたいと存じます。[illegible]つき色[illegible]今更申上げるまでもありま[illegible]に対しそ[illegible]せんが、行政の民主化を図[illegible]古情を訴へる窓[illegible]ることは、㈠穴のない行政[illegible]口として[illegible]㈡便利な行政㈢国民のため[illegible]内市町村[illegible]の行政、この三つの実現す[illegible]行政管理[illegible]ることにあります。何卒今[illegible]後何分の御協力を念願いた[illegible]広く国民の[illegible]します。なお別紙印刷物行[illegible]政確立の一[illegible]政監察局から送附されまし[illegible]を荷う役割を[illegible]たので登載しましたから御[illegible]果すために[illegible]熟読の上、行政相談の宣伝[illegible]昭和三十六年四[illegible]と利用方につき重ねてお願[illegible]月から発足[illegible]いたしました。[illegible]村には本[illegible]年四月一日付で[illegible]最初に不[illegible]ムがその重責を[illegible]委嘱されました。何分にも[illegible]この制度が[illegible]外国民一般に[illegible]知られてい[illegible]と事務[illegible]が広範囲に[illegible]とします。

◎行政相談ということ

役所の事務処理が遅いとか、又は納得がいかないなどで、不満のある方や、法律の内容、手続がわからないため困つている方々が多勢おられると思います。行政監察局では、こういつた方々から、ご相談（無料、秘密厳守）をうけて、これをそれぞれの役所にあつせんして円満解決を図り、皆さんの納得のゆく、明るい行政が行なわれるようにするために、行政監察局内に行政相談所を開設し、また随時に各市町村で巡回行政相談所を開いております。

◎行政相談委員をご利用下さい

皆さんが行政監察局や巡回行政相談所に、わざわざおいでにならなくても、地元で、いつでも気軽に、ご相談ができるようにするために、行政管理庁長官が、地元の適任者を行政相談委員に委嘱しております。この委員は、行政監察局の窓口となつて皆さんからのご相談を受付け、これを行政監察局にとりつぐことになつております。勿論個人の秘密は厳守いたします。

ご相談は、委員の自宅や、勤務先などでうけたまわりますが、また委員が独自に公民館や町内、部落などの集会所を利用して、定期に又は臨時に行政相談を開くこともあります。

◎行政相談の事例など

行政相談は、逐年利用者が増加いたしまして、昭和三十七年度中には四八〇件も受付けております。ご相談をうけた内容はいろいろありますが、ご参考までにその一部を申上げますと、つぎのような問題でありまして、いづれも、それぞれ関係の役所にあつせんして円満に解決し、ご満足をうけております。

①許可（認可）申請をしたが、長期間音沙汰がない

②各種の補助金の交付が遅くて困る。

③各種年金・扶助料・引揚者給付金等の請求をしたが、長期間何の音沙汰もない。

④戸籍関係がこみいつているので、恩給法や援護法による支給金を貰えないで困つている。

⑤生活保護や精神病患者の医療扶助を受けられるようにして貰いたい。

⑥国有財産の払下げを申請したが、長期間何の沙汰もない。

⑦失業保険金、労災保険の支払が遅くて困る。

⑧農地や小作料の問題で関係当局に相談したが、上げてくれない。

⑨融資金の貸し付け金が遅く、役に立たない場合がある。早く貸し付けるようにして貰いたい。

⑩解放農地や道路敷地などに買収された用地等の登記を早くして貰いたい。

⑪公共事業用地として買収された用地の補助金の支払が遅くて困る。

⑫道路・河川・農地等の災害復旧工事が、長期間未着工のままにされ、危険である。

⑬工事、土地の実情に合わないので、変更を陳情しているが、一向に取り上げてくれない。

⑭公営住宅の破損がひどかつたり、また共同の飲[illegible]用ポンプが破損したままで、居住者が困つている[illegible]

⑮交通事故に関する自動車損害賠償法の保険金の交付が遅れて困る。

⑯郵便ポストの開函時間がズタラメのため、住民が困つている。

⑰某公社の防火用貯水池に子供が落ちる危険があるから、蓋をするようにして貰いたい。

第2次2等陸空士
自衛官募集について

このことについて下記の要領により自衛官を募集しております。

記

(1)募集期間　38.6.1～8.31まで（第2次募集）

(2)応募資格　入隊する月の一日現在18才以上25才未満の日本国籍の男子

(3)受　付　西郷村役場及び自衛隊地方連絡部でいつでも受付けています

(4)志願手続　西郷村役場又は自衛隊地方連絡部から志願票を受け取り必要なことを記入のうえ村役場又は自衛隊地方連絡部に届けて下さい

(5)身体合格基準　身長155cm以上　胸囲、体重、身長に相応するもの　視力　裸眼視力0.6以上又は裸視力0.1以上で矯正視力0.8以上

(6)試　験　試験に[illegible]な学科試験、口述試験、[illegible]行ない一日で終わり[illegible]